

第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン 中間見直しについて

計画期間 令和7（2024）年度～12（2030）年度

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定されたことを受け、平成14年度に「岩見沢市男女共同参画計画」を策定し、その後、市民と行政との協働により平成19年度に計画の名称の変更とともに、男女共同参画を着実に推進するための具体的な施策を明らかにした「いわみざわ男女共同参画実践プラン」を策定し、平成24年度に必要な見直しを行い、施策を総合的に推進してきました。

本プランは、国の動向や社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するための計画として策定しています。

プランの中間年を迎え、社会情勢の変化を受け、多様化する課題に対応するため、所要の見直しを行うものです。

1 プランの経過

平成11年	男女共同参画社会基本法
平成13年	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
平成14年9月	岩見沢市男女共同参画計画（H14～H23）
平成19年3月	いわみざわ男女共同参画実践プラン（H19～H23）
平成24年4月	第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン（H24～R3）
平成27年8月	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
令和3年3月	第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン（R3～R12）

2 中間見直しのポイント

□令和6年度に実施した市民・企業向け意識調査アンケートの結果をもとに見直しを行います

- ①基本目標の見直しと、最終年（令和12年度）の指標の設定
 - ・現在の目標を、男女共同参画にかかる社会情勢に応じた内容に修正
- ②令和6年4月1日より施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を本プランに位置づける

3 プラン見直しスケジュール

9月下旬	推進委員会開催	
11月中旬	推進委員会にて中間見直し素案協議	
12月中旬	推進委員会にて中間見直し素案協議	※必要に応じて
1月上旬	民生常任委員会へ報告	
1月中旬	パブリックコメントの実施	
2月中旬	パブリックコメントの結果報告	
2月下旬	推進委員会にて最終確認	
3月	策定	

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号:議員立法)のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする**売春防止法**から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(新法)(令和6年4月1日施行)

■ 目的・基本理念

= 「**女性の福祉**」「**人権の尊重や擁護**」「**男女平等**」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒施策の実施内容

■ 支援調整会議(自治体)

⇒関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名: 婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名: 婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名: 婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則 (主な規定)

第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分 (主な罰則)

第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分 (主な規定)

第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 収容

廃止

第4章 保護更生 (主な規定)

第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続